

## 練馬区総合教育会議傍聴要綱（案）

平成27年 4 月10日

27練総総第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、練馬区総合教育会議の設置および運営に関する要綱（平成27年 4 月10日27練総総第 号練馬区総合教育会議決定）第14条の規定に基づき、練馬区総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の届出等）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、練馬区総合教育会議傍聴届出書（第1号様式）に所要事項を記入し、区長に届け出なければならない。

2 区長は、練馬区総合教育会議を開催する会場（以下「会議場」という。）の制約により、傍聴する者の数を制限することができる。

3 前項に基づき傍聴する者の数を制限する場合において、区長は、第1項に基づく届出の受付の先着順により、会議場に入場することができる者を決定するものとする。

4 区長は、前項に基づき会議場に入場することができる旨の決定を受けた者（以下「傍聴人」という。）に、練馬区総合教育会議傍聴券（第2号様式。以下「傍聴券」という。）を交付する。

5 傍聴人は、係員に傍聴券を提示した上で係員の指示に従って会議場に入場し、傍聴席に着かなければならない。

6 区長は、係員に対し、傍聴人の被服または所持品を検査させ、危険物その他会議場において所持することが相当でないと思料する物の持込みを禁じさせることができる。

（傍聴できない者）

第3条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、会議場に入場することができない。

(1) 凶器その他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれがあるものを所持している者

(2) 写真機、撮影機、録音機の類を所持している者（ただし、第5条の規定により区長の許可を得たものを除く。）

(3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

(4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用または所持している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、静粛を旨とし、つぎの各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語を發し、騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話、パソコン、携帯音楽プレーヤーその他これらに類する端末の電源を切ること。
- (4) 拡声器その他の音を發するものを使用しないこと。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第5条 傍聴人は、会議場において、録音、録画、写真撮影等をしようとするときは、あらかじめ区長の許可を受けなければならない。

(区長等の指示)

第6条 区長は、傍聴人に対し、会議場の秩序を維持し、円滑な会議の運営を確保するため、必要な指示をすることができる。

2 傍聴人は、区長および係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、つぎの各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 区長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの要綱の規定に違反し、区長が退場を命じたとき。

付 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

練馬区総合教育会議傍聴届出書

下記のとおり傍聴を希望するため、届け出ます。

記

氏 名	
住 所	
傍聴を希望する会議	年 月 日開催 練馬区総合教育会議

No. \_\_\_\_\_

第2号様式（第2条関係）

No.

年 月 日開催

練馬区総合教育会議

傍聴券